

みどりの産業息吹くまちなばり創出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格の高騰に伴う燃料費及び光熱費の上昇並びに物価高騰が市内において農業を営む者へ与える深刻な経済的影響を緩和し、農業者の営農意欲の維持及び向上を図るための緊急措置として、中心的な農業の担い手（次条第1号アからウまでのいずれかに該当する者をいう。）、伊賀牛生産農家（同条第1号エに該当する者をいう。）、加温設備付きの園芸施設により作物を生産販売する農業者並びに水稻以外の作物及び水稻作物（加工用米・飼料用米・米粉用米・WCS用稲・酒米に限る。）を生産販売する農業者が生産資材等を購入する費用の一部を支援するため、支援金を交付することに関し必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は次に掲げる者とし、その交付額は次の各号に掲げる交付対象者の区分ごとに、該当各号に定める額の合計額（当該合計額が50万円を超える場合にあっては、50万円）とする。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するもの 10万円

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項又は第13条の2第1項の規定に基づき、令和4年12月28日までに農業経営改善計画について農林水産大臣、三重県知事又は市長の認定を受けた、市内に住所を有する農業者又は市内に事業所を有する法人（以下これらを「認定農業者」という。）

イ 農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項の規定に基づき、令和4年12月28日までに青年等就農計画について市長の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）

ウ 令和4年12月28日までに策定されている市内の人・農地プランにおいて、中心経営体として位置付けられている農業者

エ JAいがふるさと南部肉牛肥育部会の部会員

(2) 市内の加温設備付き園芸施設において、令和4年1月1日から同年12月31日までの間に野菜、花き等を1か月以上加温栽培し、販売する農業者 10万円

(3) 令和4年1月1日から同年12月31日までの間において市内の100平方メートル以上の水稻以外の作物を生産する農地を営農し、当該農地において生産した作物等を販売する者 当該農地の面積に1平方メートル当たり10円（水稻作物（加工用米・飼料用米・米粉用米・WCS用稲・酒米に限る。）を生産する農地にあっては、1平方メートル当たり3円）を乗じて得た額（1,000円に満たない端数があるときは、これを切り捨てた額）

(交付申請)

第3条 支援金の交付を受けようとする者は、みどりの産業息吹くまちなばり創出事業支

援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添付して、令和4年8月19日から令和5年1月10日までの間に市長に提出することにより、申請しなければならない。

（交付の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により通知するものとする。

（1）交付する旨の決定 みどりの産業息吹くまちなばり創出事業支援金交付決定通知書（様式第2号）

（2）交付しない旨の決定 その旨及びその理由を記載した書面

（支援金の請求及び支払方法）

第5条 市長は、支援金の交付の決定（前条第1号に掲げる決定をいう。次条において同じ。）を受けた者から、支援金の請求を受けたときは、遅滞なく当該者に対し支援金を支払うものとする。

2 支援金の支払は、口座振込により行うものとする。

（交付決定の取消し及び支援金の返還）

第6条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該交付の決定を受けたことが判明したときは、当該交付の決定を取り消し、交付を行った支援金の返還を求めるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。